

令和 7 年度 佐世保市予算編成方針

2024.10.24

本市においては、令和 5 年度に佐世保市総合計画後期基本計画（令和 6 年度～9 年度）を策定し、令和 6 年度から《ひと》《しごと》《まち》《くらし》の各政策を推進しているところです。令和 7 年度はその 2 年目にあたり、掲げる政策課題を解決するため、施策を展開するとともに、具体的な成果を出していく年となります。

特に、こどもまんなか推進会議、次代のまちづくり推進会議での議論を踏まえたシティブランディング事業については、「静かなる有事」とも言える人口減少という喫緊の課題に取り組むべく、確実な事業の推進が求められています。

令和 7 年度財政計画では、市税収入の増等歳入を一定見込んでいますが、今後の経済情勢によっては、物価高騰による扶助費や物件費の増、更なる金利の上昇による公債費の増が想定されるなど、予断を許さない状況にあります。

こうした認識のもと、限られた経営資源の中で、政策を実現させるには、全職員が一丸となって、抜本的かつ徹底的な行財政改革に取り組むことに加え、事業の優先度に応じた選択と集中を行うとともに、費用対効果の観点から、不断に事務事業を見直すことにより、予算の「質の向上」に取り組んでいかなければなりません。これらを踏まえ、令和 7 年度予算要求については、以下のとおり行うこととします。

1. 財 政 運 営 の 考 え 方

(1) 本市財政の特徴

- 本市の財政は、市税収入などの自主財源が少なく、地方交付税や国・県補助金などの依存財源に大きく依存しています。そのため、地方財政対策等国の政策の影響を受けやすく、また留保財源（標準税収入と基準財政需要額算入額との差）が少ないことで自主的に使える財源が少ない状況にあります。
- 歴史的な都市形成の経緯や、地形等の特徴から、一部の行政サービス（道路や水道管路、支所や消防団の数など）が標準的な都市（普通交付税の算定基礎）と比べ多い傾向にあります。
- 実質公債費比率は低く抑えられており、また財政調整 2 基金（財政調整基金・減債基金）も一定額（標準財政規模の 10% 程度）を保有していることから、一定の健全性は維持しています。ただし、経常収支比率は年々上昇しており、財政の硬直化が進み、政策実行の弾力性が低くなる傾向が続いています。

(2) 財政運営の方針

- 第7次佐世保市総合計画後期基本計画、第7次行財政改革推進計画の実現可能性や実効性を高めるため、「中長期財政計画」を策定し、以下のとおり計画的な財政運営を行っています。

① 持続可能な財政構造の確立

- 適正な行財政規模を見極めつつ、国が示す地方財政対策を踏まえた財政運営
- 事務事業の不断の見直し
- 行政経営サイクルによる自主改善の確実な実施
- 予算執行状況調査の予算反映状況の確認

② 後年度負担の軽減

○実質的なプライマリー・バランス（基礎的財政収支）の黒字化

市債発行事業については、予算編成段階において一般財源の充当も含め、市債発行の抑制を図るとともに、プライマリー・バランスの黒字化※を確保して市債残高の軽減を図ります。

※) プライマリー・バランスとは、単年の市債発行額が元金償還額の範囲内であるか（範囲内であれば黒字、元金償還額を超える借入を行う場合は赤字）というもの

③ 安定的な歳入確保

○市税徴収率の目標設定

税負担の公平性の確保と行政サービスの安定的提供の観点から、令和7年度の徴収率目標を98.0%程度としています。

○全庁的な債権管理の適正化、更なる未収債権の縮減

○自主財源の増収

- ふるさと納税（企業版含む）、クラウドファンディング型ふるさと納税など
- 公有財産の活用（土地・建物の売却、貸付、広告収入等）

④ 計画的な財政運営

○財政計画による財源の総合調整、予算フレームの設定

○財源調整2基金の実質的な残高の維持

財政調整基金、減債基金の2基金は、将来の財政支出、不測の事態への対応のため、標準財政規模※の10%の確保を継続することを目標としています。

また、10%を超える部分は、ポストコロナを見据えた取組であるDX戦略におけるリーディング事業に活用することとしています。

○健全化判断比率の目標設定

5つの比率※は早期健全化基準以下、うち実質公債費比率は10%以下を目標としています。（以下、④普通会計決算）

※) ①実質赤字比率：－、②連結実質赤字比率：－、③実質公債費比率：5.5%、
④将来負担比率：－、⑤資金不足比率：－

○経常収支比率の目標設定

経常収支比率は財政構造の弾力性を測定する比率で、令和5年度決算で94.2%となり、中核市の平均を超過しています。歳出の自由度を増すためにも、人件費、扶助費、公債費の義務的経費やその他の経常的経費をできるだけ圧縮していく必要があります、類団である中核市平均（92.0%）以下を目標とします。

(3) 中期財政見通し

- 政府発表の令和6年9月の月例経済報告では、国内景気の基調判断を「景気は緩やかに回復している。先行きについても、雇用・所得環境が改善するもとで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」としていますが、本市の令和7年度の財政見通しでは、市税においては、国の試算に基づくほどの経済成長は望めず、地方交付税が増となる見通しはあるものの、それを上回る財政需要があり非常に厳しい状況にあります。
- 歳出面では、人口減少に対応するためのシティブランディング事業の展開や、少子化対策・子育て支援施策等に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれるとともに、築40年以上経過する公共施設が一斉に更新時期を迎えることによる施設の維持・更新経費の増加、さらには近年の異常気象への喫緊の対応として、防災・減災、国土強靱化対策のほか、DXの推進や脱炭素化への取り組みなどに加え、佐世保市総合計画後期基本計画に掲げる新たな政策課題にも適切に対応していく必要があるため、令和7年度以降についても着実に実施していくことが求められています。
- 財政収支見通し上、令和7年度は約56.0億円の財源不足となっており、それ以降も毎年度約55億円～80億円を超えるの財源不足が見込まれることから、厳しい財政運営が強いられる状況となっています。

2. 予 算 編 成 方 針

各部局における予算要求にあたっては、部局の経営方針に基づき、改革・改善の実現により、限られた行政資源（人・もの・金・情報）を有効活用し、常に「市政に関する経営感覚とコスト意識」を持ち、行政資源の最適な配分に努め、まちづくりの将来像の実現を目指すとともに、将来も持続可能な行財政運営の確保に向けて予算編成を行います。

予算編成は基本的には、行政経営サイクルに基づく予算編成手法をとる必要がありますので、一般財源推計と各経費等の要求見込み額に基づく財源配分型予算編成を行い、限られた財源のなかで成果向上とコスト縮減、また、行政として「稼ぐ」という視点を持ちながら取組むこととします。

1) 「人口減少」という政策課題を解決するため、シティブランディング事業を展開する

- こどもまんなか推進会議、次代のまちづくり推進会議での議論、結論に基づきシティブランディング事業を推進しますこととします。

2) 第7次佐世保市総合計画後期基本計画の2年目として、県との連携を図りながら各施策を確実に推進すること。

- 予算編成プロセスの一環である中期財政計画の策定の中で、令和7度以降に想定される大型事業、政策推進枠事業等については、財政規律を堅持するため、中長期の財政収支や後年度負担等を考慮し、事業の実施時期や財源充当などの調整を行い、予算フレームを設定したうえで予算編成に取り組みます。
- 政策推進枠については、経営戦略会議等で決定された事業も含め、中期財政計画との整合性を図りながら財源調整を行うこととします。

3) 官民共創の意識を持ち各施策を推進すること。また、行財政改革にも取り組むことで、必要な財源を確保すること。

- 官民共創の意識を持ち、従来からの手法に固執することなく各施策の推進に取り組むこととします。
- 第6次行革計画（後期プラン）の継続に加え、第7次行革計画(行革推進プラン)に掲げる各取り組みに基づく予算編成とします。
- 本市の付加価値を高め将来の発展・税収の増加に寄与する事業や、一時的には費用が発生しても将来費用負担の軽減につながる取り組みについては、別途財源配分を行っていくこととします。

4) 賃金・物価・金利の上昇等、近年の経済環境の変化にしっかり対応すること。

- 近年の経済環境の変化を捉え、賃金・物価・金利の上昇等を考慮した予算とします。

5) 財政の健全性を堅持し、災害等緊急的な事案にも即応できるよう一定の柔軟性を確保すること。

- 災害等の緊急的な事案にも柔軟かつ迅速に対応できるよう予算上の柔軟性を確保することとします。

3. 予算要求にあたって

(1) 基本的事項

- **年間総合予算としての編成であること。**

年間総合予算として編成しているため、補正予算も含め全て要求すること。

※) 補正予算も含めた年間予算として財源等も含め調整をしていることから、予算編成中、年度中を含め、補正を要する案件が見込まれる場合は、予算要求後でも漏れ等がないよう財政課予算担当者へ連絡すること。

- **予算要求は方針等の決定がなされた事業等に限定すること。**

方針等決定がなされていない事業等については基本的に予算査定の対象外

- **事務事業の点検・見直しを行うこと。**

「公的関与の基準」(行政経営改革部)や「補助金等見直しガイドライン」(財政課)などの活用、また、「受益者負担の適正化」(財政課)の観点から、事業の点検・見直しを実施するとともに、業務の効率化に向けた取り組みを行うこと。

なお、令和7年度予算編成においては、「補助金等見直しのガイドライン」に基づき、適正に予算要求を行うこと。

また、新規事業についても必ず終期設定(基本3年間)と成果目標を設定すること。
(サンセット方式)

- **予算執行状況調査の予算編成状況の確認**

第7次佐世保市行財政改革推進計画の取組の一つである「予算執行状況調査」の反映状況確認を実施します。

- **適正な見積もりによる予算要求を徹底すること。(決算を意識した編成)**

令和5年度決算審査において指摘・要望等があったものは、その解決等を図るための予算となるよう、必要な経費を確実に見積もること。

毎年度多額の不用額が発生していること、また、予算見積もりの甘さにより生じる流用では、決算審査において厳しい指摘がなされていることから、見積もりの精度向上を行うとともに、決算状況も加味したうえで、適正な積算を行うこと。

- **各種制度改正等に対し、的確に把握し適切な対応をすること。**

見積りにあたっては、国や県等の予算編成及び地方財政対策の動向に注意を払い、関係府省等からの情報収集に努めるなど適切な対応を図るとともに、法改正や県予算の状況の変化などについては、財政課予算担当者と連携を図ること。(県制度の情報については、県の予算編成の過程で都度、県主管課から情報収集しておくこと。)

- **歳入の予算要求は漏れなく計上すること。**

所管する主管課は、歳入確保の観点から見込まれるものについては、漏れなく計上

すること。また、適正な歳入科目となるよう十分に確認してください。

地方債については、市債残高を減じていくことを念頭に起きつつ、**交付税措置のあるものを基本**とすること。（発行残高のうち、純負担額が増額とならないよう発行総額の調整を図ること。）

○ **補助金等、積極的な財源確保に努めること。**

国県等の補助金等活用できるものについては、制度等を調査・把握し、確実な財源確保に努めるとともに的確に見積ること。特に地方創生推進交付金等については、石破内閣総理大臣所信表明演説において増額が示されていることから情報収集等を行うこと。

また、予算計上後における国県等の内示等の状況によっては、必要に応じ陳情等を実施し、財源確保に努めること。

(2) **部局長、政策調整担当課が中心となった部局の予算要求**

- 各部の予算編成にあたっては、部局長自らが、佐世保市第7次総合計画（後期基本計画）に掲げる重点施策等の実現を目標としつつ、部局の「経営方針」に沿った事業の計上、部内の事務効率化などについて指示・検討を行うこと。
- 予算要求と併せ、部局の「経営方針」「執行状況調査の対応」を提出すること。
※各部局の財政課担当ヒアリングのはじめに、政策調整担当課長より部局の経営方針等についての説明をしてください。
- 「佐世保市DX戦略」や「第7次行財政改革推進計画」に基づく令和7年度⁷の取組については、調整のうえ、適切に予算要求に反映してください。

(3) **「第6次行革計画」で定着した取組の継続実施**

将来にわたり安定した行政サービスの提供を維持するため、中期財政見通しで見込まれる恒常的な財源不足の解消に向け改革・改善を行うことが不可避となっています。

○ **予算要求にあたっては、以下のことを検討すること。**

◇ **事務事業の見直し**

事務事業の点検・見直しの重点化（再掲）

◇ **歳入の適正確保**

「施設使用料等」においては、利用率等の適正な目標設定に伴う歳入の確保

「非強制徴収債権」においては、適正な徴収目標の設定と徴収率の増、未収債権の縮減

◇ **資産の戦略的活用**

「資産活用基本方針」を踏まえた保有資産の有効活用の検討

長寿命化計画等に基づいた、計画的な維持管理の検討（財源確保も含む）

◇ **事務の効率化と経費の節減**

長期継続契約や債務負担行為の活用による工期の平準化等、効率的な事業の進捗

◇ 業務の再編

他部局との連携による事業展開や、同種事業の統合等による事業効果・効率性の最大化の検討

(4) 「第7次行革計画」に掲げる取組みの実施

「第6次行革計画」の取組継続だけでは収支不足を補うことができないため、「第7次行財政改革推進計画(行革推進プラン)」に掲げる取組みを確実に実施することで、財政健全性の維持を目指します。

《Ⅰ》 業務マネジメント改革

行政経営サイクルの確立、行政のデジタル化等による業務変革、官民共創の推進など

《Ⅱ》 組織・人材マネジメント改革

組織・人材の活性化、内部統制の整備、ワークライフバランスの推進、組織・機構見直し、定員管理 など

《Ⅲ》 財務マネジメント改革

多様な財政手法の導入（推進）、ファシリティマネジメントの推進 など

【基本目標】

- ①職場における改革・改善マインドの醸成 : 目標値 100%
- ②人件費の適正化（標準財政規模に対する人件費の割合）: 目標値 1／3 以下
- ③財政の健全化 : 目標値 26.7 億円

◇メリット制（インセンティブ）の導入

部局長マネジメントにより主管部局が自主的に減員する場合において、減員のメリットを予算編成に反映できる仕組みとする。ただし、②の目標値に向けて、予定通りの定数管理ができていない場合は、その限りでない。

(5) 公共事業の予算要求

- 補助事業については、原則として、令和6年度の補助事業の予算額をベースとした概算要望と同額で、予算要求とすること。（国の状況により予算編成の中で調整）
- 要求基準枠内の公共事業については枠内の他の事務事業と合わせて調整すること。

(6) 繰出金の予算要求

- 特別会計・企業会計の繰出金については、要求にあたり各会計の今後の収支状況見込み（10年間）とその考え方についての資料を併せて提出すること。

(7) 第7次総合計画の推進・シティブランディング関連予算について

- 第7次総合計画は、市民、事業者、行政等がともにまちづくりをすすめる計画（「まち・ひと・しごと創生総合戦略」）の役割を担っていることから、行政のみならず市民全体で課題を共有し連携した取組みを行いながら、着実に実施することが重要となります。
- シティブランディング事業については、すべてを政策推進枠として要求すること。

- 「地方創生関連」に位置づけられる事業であっても、今後、継続的かつ確実に事業効果をあげることができるよう、十分な見直しを行ったうえで予算要求を行うこと。
- 「西九州させば広域都市圏」にかかる重点事業については、関係市町と十分な協議のうえで予算要求を行うこと。
- 「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生タイプ）」の交付決定事業で継続するものについては、交付金を充当のうえ予算要求すること。また、既存の県補助制度等のメニュー以外については、一般財源にて要求すること。なお、民間実施の事業に対し補助金等を支出する場合は、民間の財源（銀行融資・ファンド等）の活用についても検討を行うこと。
- 「地方創生推進交付金」については、石破内閣総理大臣所信表明演説についてその増額が示されていることから、国の予算編成等の動向に注視し、適宜適切に対応すること。
- 「地域社会再生関連予算」として、本市が抱える地域課題を解決するため、将来を見据えながら、先んじた施策を行うことが重要であり、脱炭素化（カーボンニュートラル）などに係る事業については着実に実施していくこと。
- 公共施設適正配置・保全実施計画事業（部位別改修を含む）のうち、今年度、資産経営課との協議・見直しにより実施する事業については、改めて事業精査を行ったうえで、政策推進枠として予算要求を行うこと。
- DX戦略関連事業は、政策推進枠として要求すること。

（８） ふるさと佐世保元気基金充当事業

- ふるさと納税寄附金を原資として創設した「ふるさと佐世保元気基金」の充当事業については、寄附の目的に沿った事業とします。
- 予算要求にあたっては充当できる事業は、財政収支見通し上で充当している事業に限定。
- 「佐世保市ふるさと納税型クラウドファンディング活用ガイドライン」に基づき、本市の魅力向上に資する事業として積極的に活用することとします。

（９） 財源配分型予算編成方式の継続

- 令和 7 年度の予算編成については、基本的に一般財源推計と各経費等の要求見込み額に基づく財源配分型予算編成を継続し、限られた財源のなかで、成果向上とコスト削減の実現を目指すこととします。
- 政策を推進するにあたり、新たな財源が必要となる場合、廃止も含めた既存事業の再編（改善）を行っていることが前提となります。
- 義務的経費、準義務的経費、政策推進枠については、財政課による一件査定とします。
※「経費区分参照」
- 要求基準枠（要求限度額）を設定し、各部局はこの基準の範囲で予算要求するものとします。この要求基準枠については、令和 6 年度予算編成から財政課における査定は行わないこととしていますので、改革改善の方向性と適合した予算措置、事務事業の見直し、事業廃止も含めた財源配分の重点化を部局長によるマネジメントの徹底によ

り対応してください。

ただし、要求書提出〆切（11月8日）までは、枠の考え方（再構築）については財政課予算担当者と協議を行うことができます。

(10) 要求基準枠の調整

- 要求基準枠については、令和6年度の一般財源推計から義務的経費、準義務的経費を差し引いた範囲で、政策推進枠等及び各部局の要求枠を調整することとしており、前年度に引き続き、施設等維持管理経費、情報化分等の必要な所要額を措置することとします。

- ① 義務的経費等（人件費、公債費等）
- ② 準義務的経費（扶助費、繰出金、準人件費等）
- ③ 政策推進枠
- ④ 要求基準枠
 - (a) 通常枠
 - (b) 施設等維持管理経費
 - (c) 生活関連枠
 - (d) 情報化枠（平年度化したもの）
 - (e) その他

① 義務的経費等について

人件費、公債費、基金造成費、公用車購入費など。

② 準義務的経費等について

自治体として実施することが義務化または準義務化されており、裁量の余地が少なく、任意に削減できない経費、他会計への繰出金及び地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に対して経営状況を説明しなければならない団体に係る市からの支出など。

③ 政策推進枠について

重点課題の推進を図るため、経営戦略会議等で市としての意思決定がなされたもの。

なお、該当事業については、別途「政策推進枠候補事業一覧」を配布予定ですが、概ね以下の事業が対象。

- ◇ 大規模建設事業費（単年5億円・複数年10億円以上）
- ◇ 施設維持管理費（新規・改善施設等で維持管理費が平年度化するまで）
- ◇ 重要政策に該当するもので、以下のもの
 - シティブランディング事業
 - 地方創生・地域社会再生関連分
 - DX戦略事業（DX戦略リーディング事業を含む）
 - 情報化事業（新規）（改善事業等で維持管理費が平年度化するまで）
 - 組織横断的かつ計画的に事業進捗を図る必要があるもので財政課が通知するもの

☆ 現時点での要求見込み額から、一般財源ベースで 56 億円の削減が必要であることから、各部局においても、さらなる事業費削減を検討した要求を行うこと。

④ 要求基準枠 ((a) 通常枠、(b)施設等維持管理経費、(c)生活関連枠、(d)情報化枠(e)その他)

要求基準枠額	=	発射台 × 通常枠95% / 施設維持等100%	+	賃金等の上昇分	+	部局ごと個別要因
--------	---	-----------------------------	---	---------	---	----------

- 通常枠に対し△5%のシーリングとしています。
- 要求基準枠額には、賃金の上昇等の影響のほか、部局ごとの個別要因を反映しています。(9月に政策調整担当課を通じ照会を実施しています。)
- 要求後に額の変動が見込まれるもので財政課で指定している経費は、要求基準枠額を超えて要求できることとします。
- 収入の増等改革改善につながる増嵩経費は、要求基準枠額を超えて要求できることとします。
- 要求基準枠額提示後、要求〆切(11/8)までの期間で枠内外調整を実施することとしています。
- 要求基準枠額が少額(概ね1千万円未満)の局室等※は、1件査定とします。ただし、要求基準枠額は提示し、範囲におさめて要求があった場合は査定しないこととします。

※防災危機管理局・会計管理室・基地政策局・選挙管理委員会・監査事務局・農業委員会

※なお、このシーリング等は、今後の収入見込みなどにより変更することがあります。

4. 特 別 会 計

- 特別会計の予算編成については、従来的一般会計からの繰出しに係る部分の一件査定に加え、一般管理費等の事業費については、一般会計の「⑤要求基準枠(a) 通常枠」に準じた取扱いとしますので、これにより予算要求をするものとします。

5. 予算編成についての今後の課題

- 予算編成過程の“見える化”、“可視化”
 - 市民の皆さんに財政事情・見通しを説明し、理解をいただくこと、また、財源を集中配分しなければならないことを伝えることが、今後の行財政運営では必要となってきます。
 - このため、予算編成過程の“見える化”、“可視化”を前提にした予算編成作業（積算根拠を明確にした「要求」⇒「査定プロセス」の明確化）を図ります。

令和7年度予算編成における財源配分推計(一般会計)

令和6年10月24日現在

(単位:千円)

①通常収支分

区 分	R6年度発射台	R7増減 (推計)	R7要求見込	要調整額	R7予算 フレーム	備 考
義務的経費等(枠対象外経費)	29,114,518	271,416	29,385,934	0	29,385,934	
人件費	15,998,199	485,059	16,483,258		16,483,258	
公債費	9,431,477	△ 164,799	9,266,678		9,266,678	
基金積み立て	3,101,698	△ 54,251	3,047,447		3,047,447	
その他(車両購入、債務負担など)	583,144	5,407	588,551		588,551	
準義務的経費	29,479,078	1,916,602	31,395,680	0	31,395,680	
扶助費など	21,708,140	810,396	22,518,536		22,518,536	
特別会計繰出金	5,804,503	1,140,243	6,944,746		6,944,746	
企業会計繰出金	1,966,435	△ 34,037	1,932,398		1,932,398	
政策推進枠	4,005,501	4,667,152	8,672,653	△ 3,834,974	4,837,679	
うちシティブランディング事業	656,097	642,541	1,298,638	△ 142,541	1,156,097	+5億(R6⇒R7)
うちDXリーディング、DX戦略	236,422	120,120	356,542		356,542	
うち公共施設適正配置・保全計画、部位別改修	232,320	897,911	1,130,231	△ 780,231	350,000	
その他	2,880,662	3,006,580	5,887,242	△ 2,912,202	2,975,040	要求見込△66%程度
要求基準対象枠	9,350,347	303,536	9,653,883	△ 112,882	9,541,001	
通常	2,456,484	123,649	2,580,133	△ 112,882	2,467,251	シーリング△5%
施設維持管理	4,919,648	312,014	5,231,662		5,231,662	100%配分
施設維持管理(電気・ガスのみ)	527,161		527,161		527,161	100%配分
生活関連公共事業	764,906	△ 155,927	608,979		608,979	
情報化	682,148	23,800	705,948		705,948	100%配分
その他の特殊要素分	0	0	0	△ 193,854	△ 193,854	
歳出充当一般財源合計	71,949,444	7,158,706	79,108,150	△ 4,141,710	74,966,440	

歳入一般財源	73,500,227	1,287,256	74,787,483	
--------	------------	-----------	------------	--

収支差	△ 5,607,923		△ 178,957	(※)
-----	-------------	--	-----------	-----

注1) 令和6年度中の税収減、需要増などの状況により、本数値は変動する。

注2) 要求基準枠における要求状況、第7次行革計画での取組効果の状況によっては、シーリングの率を変更する。